

就職支度金規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともえ会が経営する施設の医師、看護師及び准看護師の確保及び充実を図ることを目的として定める。

(支給の対象者)

第2条 就職支度金の支給対象者は、新たに正職員又は嘱託職員の医師、看護部長、看護課長、看護課長補佐、看護師、准看護師、又は一週当たりの所定労働日数が4日以上且つ一日当たりの所定労働時間が8時間の非常勤医師として採用決定された者で、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 過去に第1項の医師又は非常勤医師、看護部長、看護課長、看護課長補佐、看護師若しくは准看護師として採用され、就職支度金の支給を受けた者で、その退職後3年を経過していない者
- (2) 人材紹介会社等を通じて採用され、且つ紹介手数料等の報酬の支払を要する者ただし、第1項の医師及び非常勤医師は除く

(就職支度金の金額)

第3条 就職支度金の金額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 医師 | 1,000,000円 |
| (2) 看護部長、看護課長、看護課長補佐、看護師 | 300,000円 |
| (3) 准看護師 | 200,000円 |

2 前項の就職支度金は、所得税法により、源泉所得税を控除した金額を支給する。

(就職支度金の支給期日)

第4条 就職支度金は、採用予定日の前日までに、採用が決定された者に支給する。

(就職支度金の返納)

第5条 就職支度金の支給を受けた者が6か月未満で退職した場合は、次のとおり就職支度金を返納するものとする。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 採用日から1か月未満で退職した場合 | 全額返納 |
| (2) 採用日から1か月以上2か月未満で退職した場合 | 90%の額を返納 |
| (3) 採用日から2か月以上3か月未満で退職した場合 | 80%の額を返納 |
| (4) 採用日から3か月以上4か月未満で退職した場合 | 70%の額を返納 |
| (5) 採用日から4か月以上5か月未満で退職した場合 | 60%の額を返納 |
| (6) 採用日から5か月以上6か月未満で退職した場合 | 50%の額を返納 |

2 前項の規定にかかわらず、本人が死亡または労働災害により引き続き勤務することができなくなったことにより退職した場合は、就職支度金の返納は免除するものとする。

(変更)

第6条 この規程を変更する場合は、理事会が決定する。

- 附則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成29年3月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成29年11月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、令和元年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、令和4年3月1日から施行する。